

消防広第 130 号  
平成 27 年 4 月 27 日

各都道府県防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁国民保護・防災部  
広域応援室長

緊急消防援助隊に係る応援等実施計画について（通知）

平成 26 年に発生した災害における教訓等を踏まえた緊急消防援助隊の体制強化については、「緊急消防援助隊運用要綱の見直しについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け消防広第 74 号）により、各都道府県知事及び東京消防庁・指定都市消防長に対し通知したところです。

このたび、当該通知の内容等を踏まえ、「緊急消防援助隊に係る応援等実施計画及び受援計画について」（平成 24 年 12 月 26 日付け消防広第 221 号）中の「緊急消防援助隊応援等実施計画及び受援計画の見直しの際の留意事項」及び「緊急消防援助隊応援等実施計画作成例」について、応援等実施計画に係わる部分を別添 1 及び別添 2 のとおり見直しました。

貴職におかれましては、別添 1 及び別添 2 の内容にご留意の上、地域の実情に応じたより実践的な計画となるよう、現在、各都道府県で作成している「緊急消防援助隊応援等実施計画」について確認を行い、見直しを行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

[別添 1 応援等実施計画の見直しの際の留意事項](#)

[別添 2 緊急消防援助隊〇〇都道府県大隊応援等実施計画](#)

[別添 3 「緊急消防援助隊〇〇都道府県大隊応援等実施計画」新旧対照表](#)

【連絡先】

消防庁広域応援室

担当：塩谷・根本・高井・西尾

電話：03-5253-7527

FAX：03-5253-7537

E-mail:c.takai@soumu.go.jp

## 応援等実施計画の見直しの際の留意事項

## 1 消防本部のブロック分けについて（第3）

緊急消防援助隊の効果的な運用を図るため、次に掲げる事項について、地域の特性に応じて消防本部のブロック分けを考慮すること。

- (1) 緊急消防援助隊の出動に係る連絡調整の迅速化
- (2) 被災地への迅速な到着を図るため、ブロック単位での分散型の集結及び出動
- (3) 後方支援活動の効率化

## 2 連絡体制について（第4）

有線断絶時の連絡体制について、地域の実情に応じて定めておくこと。

## 3 ○○都道府県大隊等の編成について（第5）

- (1) 緊急消防援助隊の登録隊について、隊の種別ごとに出動の順位を付ける等、災害の状況に応じて迅速に大隊の編成ができるよう考慮すること。
- (2) 統合機動部隊は、統合機動部隊指揮隊1隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊1隊、通信支援小隊1隊により編成するものとする。
- (3) 統合機動部隊の被災地への迅速な到着のため、下記事項を総合的に勘案し、出動の求め又は指示の後、概ね1時間以内に出動できるよう計画すること。

ア 代表消防機関のみでの編成

イ 応援先都道府県に応じた編成、集結場所の設定

ウ 具体的な隊の指定

エ 迅速に参集、出動が可能な小隊での編成

- (4) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、特殊災害中隊として、大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、消火中隊として、化学消防ポンプ自動車で構成される小隊を必ず編成に加えるものとし、その他の小隊については、地域の実情に応じて編成すること。また、編成にあたっては下記事項を考慮すること。

ア 都道府県大隊の出動を伴わずに単独で出動することや、都道府県大隊を構成する小隊として出動した後にエネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、都道府県大隊とは別の被災地へ出動すること等、災害状況に応じた柔軟な対応を考慮した編成

イ 特殊災害に対する消防活動の経験が豊富で、高度かつ専門的な知見を有する消防本部での編成

#### 4 出動基準、集結場所等について（第7）

応援先都道府県に応じて、集結場所及び担当消防本部を定める等、各小隊の集結が迅速、かつ安全に行われるように考慮すること。

#### 5 迅速出動について（第10）

- (1) 迅速出動区分Ⅰに該当する事案が発生した場合、出動可能な全隊が迅速に出動できるよう、統合機動部隊、第一次編成陸上隊、第二次編成陸上隊などの隊編成を事前に定めておくこと。
- (2) 第一次編成陸上隊及び第二次編成陸上隊の中隊長は、あらかじめ指定しておくこと。
- (3) 第二次編成陸上隊は、比較的走行速度が遅い車両（後方支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊等）による編成を考慮すること。

#### 6 各隊の保有資機材等について（第20）

緊急消防援助隊に係る資機材について一覧表を作成する等、迅速な出動体制について考慮すること。

#### 7 後方支援活動について（第23）

- (1) 後方支援活動は、都道府県又はブロック単位で行うことを考慮すること。
- (2) 国有財産等の無償使用により配備された車両及び資機材について、都道府県全体で効果的な運用が図れるよう考慮すること。
- (3) 後方支援活動が円滑に行われるように、宿営場所の設営、部隊の任務分担、食料等の備蓄計画、装備資機材の搬送計画等、事前計画の策定について考慮すること。

#### 8 都道府県及び各消防本部の相互協力について（第24）

都道府県及び各消防本部は、都道府県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるよう、必要事項について定めておくこと。

なお、費用負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱（平成16年消防震第23号）」を参考にすること。

## 緊急消防援助隊〇〇都道府県大隊応援等実施計画 目次

第1章 総則

第2章 〇〇都道府県大隊等の編成

第3章 〇〇都道府県大隊等の出動

第4章 現場活動

第5章 後方支援活動

第6章 活動終了

第7章 活動報告等

第8章 その他

## 資料等

別表第1 用語の定義

別表第2 〇〇都道府県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡先

別表第3 関係機関連絡先

別表第4 〇〇都道府県の登録隊

別表第5 〇〇都道府県大隊の編成

別表第6 〇〇都道府県大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材

別表第7 〇〇都道府県統合機動部隊の編成

別表第8 〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成

別表第9 〇〇都道府県大隊の出動対象都道府県等一覧

別表第10 〇〇都道府県大隊の迅速出動に係る隊編成

別表第11 〇〇都道府県大隊無線通信運用体制

別表第12 〇〇都道府県大隊の保有資機材（後方支援中隊を除く）

別紙第1 〇〇都道府県大隊指揮体制

別紙第2 公務従事車両証明書 . . . 省略

（「緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱いについて」（平成17年消防応第8号）別記）

別紙第3 緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行に係る報告 . . . 省略

（「緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱いについて」（平成17年消防応第8号）別添様式）

運用要綱別記様式1 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制 . . . 省略

運用要綱別記様式2 緊急消防援助隊活動報告（日報） . . . 省略

要請要綱別記様式2-1 出動可能隊数報告及び出動準備依頼 . . . 省略

要請要綱別記様式2-2 出動可能隊数・出動隊数の報告 . . . 省略

要請要綱別記様式3-1 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示 . . . 省略

要請要綱別記様式5-1 緊急消防援助隊活動報告書 . . . 省略

要請要綱別記様式5-2 緊急消防援助隊活動報告書 . . . 省略

要請要綱別記様式5-3 緊急消防援助隊出動状況表 . . . 省略

# 緊急消防援助隊〇〇都道府県大隊応援等実施計画

平成〇年〇月〇日 消第〇〇号

## 第1章 総則

### (目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第35条の規定に基づき、〇〇都道府県大隊、〇〇都道府県統合機動部隊、〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊（以下「〇〇都道府県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、〇〇都道府県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

### (用語の定義)

第2 代表消防機関は、〇〇消防本部とする。

2 代表消防機関代行は、〇〇消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

## 第2章 ○○都道府県大隊等の編成

(県内ブロック)

第3 ○○都道府県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおりブロック分けするものとする。

2 各ブロックに幹事消防本部を置き、ブロック内の次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 出動に係る連絡及び調整
- (2) 後方支援活動に係る連絡及び調整
- (3) その他必要な事項

(連絡体制等)

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。
- (3) 代表消防機関は幹事消防本部に対して連絡し、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。
- (4) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には県内共通波、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

(○○都道府県大隊等の編成)

第5 ○○都道府県の登録隊は、別表第4のとおりとする。

2 ○○都道府県大隊の編成は、緊急消防援助隊に登録された小隊から、被災地において行う応援等に必要の小隊等を、別表第5に基づき選定するものとする。

3 大隊は、都道府県単位とし、○○都道府県大隊と呼称するものとする。なお、○○都道府県大隊長は、代表消防機関の○○消防本部の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の○○消防本部の職員をもって充てるものとする。

4 中隊は、ブロック単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「○○ブロック中隊（又は消火中隊等）」と呼称するものとする。なお、中隊長は○○都道府県大隊長が指定するものとする。

5 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「○○小隊（又は各消防本部の呼出し名称）」と呼称するものとする。

6 後方支援中隊の編成は、別表第6のとおりとし、都道府県（又はブロック）単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、○○消防本部の職員（又は幹事消防本部の職員）の内から○○都道府県大隊長が指定するものとする。

7 統合機動部隊は、別表第7のとおり編成し、○○都道府県統合機動部隊と呼称するものとする。なお、○○都道府県統合機動部隊長は、代表消防機関の○○消防本部の職員をもって充てるものとする。

8 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、別表第8のとおり編成し、○○都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊と呼称するものとする。なお、○○都道府県エネルギー・産業基盤災害

即応部隊長は、消防庁長官（以下「長官」という。）の定めに基づき、〇〇消防本部の職員をもって充てるものとする。

（指揮体制等）

第6 〇〇都道府県大隊の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式1のとおりとする。

3 〇〇都道府県大隊長は、〇〇都道府県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、〇〇都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

4 〇〇都道府県統合機動部隊長は、〇〇都道府県大隊長が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

5 〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 中隊長は、〇〇都道府県大隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。

7 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

（出動基準及び集結場所等）

第7 〇〇都道府県大隊の出動基準、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県並びに集結場所は、別表第9のとおりとする。

### 第3章 ○○都道府県大隊等の出動

(出動準備及び出動可能隊数の報告)

第8 各消防本部は、○○都道府県大隊が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊となる都道府県において震度6弱（政令市等については5強）以上の地震災害が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は噴火警報（居住地域）が発表された場合は、出動準備を行うものとする。この場合において、各消防本部は、直ちに都道府県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、都道府県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

2 都道府県は、消防庁から要請要綱別記様式2-1により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるものとする。この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに都道府県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、都道府県は、速やかに消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

3 都道府県は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

(○○都道府県大隊等の出動)

第9 都道府県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により出動の求め又は指示を受けた場合は、別表第5～8に基づき、出動する小隊等を代表消防機関と調整し、各市町村長（各消防本部）に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

2 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに各小隊を出動させるとともに、都道府県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

3 都道府県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

4 代表消防機関は、○○都道府県大隊等の集結場所及び集結時間を決定し、都道府県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。

5 ○○都道府県大隊長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、出動の求め又は指示を受けた場合は、概ね1時間以内に○○都道府県統合機動部隊を出動させるとともに、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資するため、次に掲げる任務を指示し、都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告させるものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- (4) 被災地における通信の確保に関すること。
- (5) 初期消火、救助及び救急活動に関すること。



(6) 航空消防活動の支援に関すること。

(7) 宿営場所の設営に関すること。

6 各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について都道府県及び代表消防機関に対し、報告するものとする。

(1) 指揮者の階級、職及び氏名

(2) 出動隊数、車両及び資機材

(3) 集結場所到着予定時刻

(4) その他必要な事項

(迅速出動)

第 10 迅速出動に係る〇〇都道府県大隊の編成は、別表第 10 のとおりとする。

2 迅速出動に該当する事案が発生した場合、都道府県は、速やかに消防庁等から情報収集を行うとともに、各消防本部との情報共有に努めるものとする。

3 迅速出動に該当する事案が発生した場合、各消防本部は速やかに出動準備を行うとともに、出動可能隊数を取りまとめ、都道府県及び代表消防機関に対して報告するものとする。なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。

4 迅速出動区分Ⅰに該当する事案が発生した場合、前項に定めるもののほか、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 〇〇都道府県統合機動部隊は、〇〇都道府県大隊長の指示を受け、概ね 1 時間以内に出動するものとする。

(2) 第一次編成陸上隊は、〇〇都道府県統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに出動するものとする。

(3) 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動するものとする。

(4) 代表消防機関は、第一次編成陸上隊及び第二次編成陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、都道府県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。

5 迅速出動区分Ⅱに該当する事案が発生した場合、第三項に定めるもののほか、〇〇都道府県統合機動部隊は、〇〇都道府県大隊長の指示を受け、概ね 1 時間以内に出動するものとする。

(緊急消防援助隊の車両表示)

第 11 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

第 12 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長又はブロック中隊長（以下「都道府県大隊長等」という。）は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

2 後方支援本部は、前項の内容について消防庁及び都道府県に対して報告するものとする。

(進出拠点への進出)

第13 都道府県大隊長等は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

3 都道府県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

- (1) 被災地の被害概要
- (2) ○○都道府県大隊等の活動地域及び任務
- (3) ○○都道府県大隊等の進出拠点及び出動ルート
- (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第14 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 被災地への出動途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。

(2) 被災地からの帰署（所）途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動途上又は帰署（所）途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに別紙第2に必要事項を記入し提出するものとする。なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。

(3) 料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(情報共有)

第15 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第16 都道府県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに都道府県大隊名、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。

なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、都道府県大隊長等のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該都道府県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第17 都道府県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに都道府県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について

確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 都道府県大隊本部を設置する場合は、その位置
- (5) 使用無線系統
- (6) 地水利状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 都道府県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する都道府県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が都道府県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、都道府県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は、都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

## 第4章 現場活動

(〇〇都道府県大隊本部の設置)

第18 〇〇都道府県大隊長は、必要に応じて〇〇都道府県大隊長を本部長とする〇〇都道府県大隊本部を設置するものとする。

2 〇〇都道府県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

3 〇〇都道府県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。

4 〇〇都道府県大隊長は、〇〇都道府県大隊の活動内容や現場写真等を記録する要員を配置するものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第19 活動時の無線通信運用体制は、別表第11のとおりとする。

2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、〇〇都道府県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第20 後方支援中隊の保有資機材は、別表第6のとおりとする。

2 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、別表第12のとおりとする。

(日報)

第21 都道府県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

## 第5章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第22 ○○都道府県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部長は、○○消防本部の消防長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。

3 本部員は、○○消防本部の職員をもって充てるものとする。

4 後方支援本部長は、都道府県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。

5 後方支援本部は、○○都道府県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 消防庁、指揮支援(部)隊長、都道府県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
- (2) ○○都道府県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
- (3) ○○都道府県大隊等の活動記録の集約
- (4) 各消防本部に対する○○都道府県大隊等の活動状況に関する情報提供
- (5) ○○都道府県大隊等に対する災害に関する情報提供
- (6) 必要な資機材等の手配及び提供
- (7) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
- (8) 後方支援に関し、都道府県との調整
- (9) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第23 後方支援中隊は、○○都道府県大隊長の指揮の下、○○都道府県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡
- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送
- (4) 車両及び資機材の保守管理
- (5) 交替要員の搬送
- (6) 活動の記録
- (7) その他必要な事項

(相互協力)

第24 都道府県及び各消防本部は、○○都道府県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

## 第6章 活動終了

(〇〇都道府県大隊等の引揚げ)

第25 〇〇都道府県大隊長は、指揮支援部隊長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 〇〇都道府県大隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

(1) 〇〇都道府県大隊の活動概要(時間、場所、隊数等)

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

(帰署(所)報告)

第26 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、都道府県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 都道府県は、都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

## 第7章 活動報告等

(活動結果報告)

- 第27 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、都道府県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5-1、5-2、5-3により、速やかに活動報告を行うものとする。
- 2 都道府県は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5-1、5-2、5-3により、速やかに活動報告を行うものとする。

(高速自動車国道等の通行に係る報告)

- 第28 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後5日以内に、代表消防機関に対して別紙第3により報告するものとする。なお、活動が長期に及び小隊又は中隊の交代がある場合は、交代した小隊又は中隊単位で報告するものとする。
- 2 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、〇〇都道府県大隊の最終小隊等帰署(所)後7日以内に、都道府県及び消防庁に対して報告を行うものとする。

## 第8章 その他

(指揮支援実施計画)

第29 指揮支援隊に係る応援等については、〇〇消防本部が別に定めるものとする。

(航空中隊の応援等)

第30 航空中隊に係る応援等については、(都道府県又は〇〇消防本部)が別に定めるものとする。

(水上中隊の応援等)

第31 水上中隊に係る応援等については、〇〇消防本部が別に定めるものとする。

(消防本部等における事前準備)

第32 各消防本部等は、〇〇都道府県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 各消防本部等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。

附 則

この計画は、平成〇年〇月〇日から施行する。



## 用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日消防震第9号)」をいう。	
3	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
4	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
5	アクションプラン	基本計画第4章4に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には「東海地震における緊急消防援助隊運用方針等」、「首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針等」、「東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針等」を指す。	要請要綱第2条(16)
6	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	基本計画第4章1(3)
7	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
8	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(6)
9	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画第4章2(1)
10	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画第4章2(2)
11	ブロック	都道府県大隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、都道府県内の消防本部をグループ分けしたものをいう。	
12	幹事消防本部	ブロック内の緊急消防援助隊に係る連絡及び調整の取りまとめを行う消防本部をいう。	
13	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、応援都道府県に属する代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第9条
14	集結場所	都道府県大隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第12条
15	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(12)
16	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	要請要綱第2条(5)
17	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画第1章第2節
18	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	運用要綱第2条(1)
19	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条(2)
20	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	基本計画第2章第5節1(4)
21	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
22	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第16条

23	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
24	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
25	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
26	都道府県大隊本部	都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第18条
27	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
28	都道府県大隊指揮隊	都道府県大隊長の任務を遂行するために設置され、指揮及び情報の収集伝達・通信等を任務とする隊をいう。	基本計画 第2章第4節1
29	統合機動部隊	大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて、迅速に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節2
30	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
31	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(11)
32	陸上隊	航空小隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
33	第一次編成陸上隊	迅速出動対象災害が発生した場合、統合機動部隊に引き続き、直ちに行動するために編成される隊をいう。	
34	第二次編成陸上隊	第一次編成陸上隊の後に編成される隊をいう。 比較的走行速度が遅い車両(後方支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊等)を含む。	
35	NBC災害	次に掲げる災害の総称をいう。 ・N災害とは、放射線物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はおそれがある事故により生じる災害をいう。 ・B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。 ・C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事項により生ずる災害をいう。	運用要綱 第2条(9)～(11)
36	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地へ出動することをいう。	要請要綱第2条(15)

〇〇都道府県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡先

ブロック及び構成消防本部 ◎印…ブロック幹事消防本部		連絡先		N T T回線		消防防災無線		地域衛星 通信ネットワーク
				電話	F A X	電話	F A X	
〇 〇 ブ ロ ッ ク	◎ ××市消防局	昼間	〇〇〇〇課	000-000-0000	000-000-0000	000-0000	000-0000	000-000-00-0000
		夜間	〇〇〇〇課	000-000-0000	000-000-0000	000-0000	000-0000	000-000-00-0000
	△△消防本部	昼間	〇〇〇〇課	000-000-0000	000-000-0000	000-0000	000-0000	000-000-00-0000
		夜間	〇〇〇〇課	000-000-0000	000-000-0000	000-0000	000-0000	000-000-00-0000
△ △ ブ ロ ッ ク								
× × ブ ロ ッ ク								

関係機関連絡先

関係機関名	連絡先		N T T回線		消防防災無線		地域衛星通信 ネットワーク	
			電話	F A X	電話	F A X		
国・ 県関係	総務省消防庁	昼間	広域応援室	00-0000-0000	00-0000-0000	000-0000	000-0000	000-000-00-0000
		夜間	広域応援室	00-0000-0000	00-0000-0000	000-0000	000-0000	000-000-00-0000
	〇〇県危機管理部	昼間	〇〇〇〇課	000-000-0000	000-000-0000	000-0000	000-0000	000-000-00-0000
		夜間	〇〇〇〇課	000-000-0000	000-000-0000	000-0000	000-0000	000-000-00-0000
第一次出動都道府県								
〇〇関係								

〇〇都道府県の登録隊

平成 年 月 日現在

消防本部名	指揮支援隊	統合機動部隊指揮隊	エネルギー・産業基盤 災害即応部隊指揮隊	都道府県大隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊				航空小隊	水上小隊	合計	
										毒劇物等対応小隊	火災等対応小隊 大規模危険物 火災等対応小隊	密閉空間	遠距離大量送水小隊	消防活動二輪小隊	震災対応特殊車両小隊	水難救助小隊			その他	小隊数
〇〇ブロック																				
	ブロック内 小計																			
△△ブロック																				
	ブロック内 小計																			
××ブロック																				
	ブロック内 小計																			
〇〇都道府県合計																				

別表第5

〇〇都道府県大隊の編成

平成 年 月 日現在

小隊名 ブロック別 消防本部名	都道府県大隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊				航空小隊	水上小隊
							毒劇物等対応小隊	大規模危険物 火災等対応小隊	密閉空間 火災等対応小隊	遠距離大量送水小隊	消防活動二輪小隊	震災対応特殊車両小隊	水難救助小隊		
〇〇消防本部	出動 順位	〇〇小隊	出動 順位	出動 順位	出動 順位	出動 順位									
〇〇 ブロック															
△△ ブロック															
×× ブロック															
□□ ブロック															

※統合機動部隊の編成は、別表第7のとおり別に定める。

※エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成は、別表第8のとおり別に定める。

〇〇都道府県大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材

平成 年 月 日現在

消防本部名	後方支援車両 (下段カッコ数は無償使用車両)											後方支援資機材						備 考
	支援車Ⅰ型	支援車Ⅱ型	支援車Ⅲ型	支援車Ⅳ型	大型除染システム搭載車	燃料補給車	航空隊支援車	資機材搬送車	人員輸送車	拠点機能形成車	機動連絡車							
後方支援中隊長 〇〇市消防本部	( )				( )	( )		( )	( )	( )	( )							
△△消防本部																		
〇〇都道府県合計																		

〇〇都道府県統合機動部隊の編成

平成 年 月 日現在

小隊名 応援先	統合機動部隊 指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	通信支援小隊	後方支援小隊	集結場所
応援先都道府県 〇〇県	〇〇消防本部 〇〇指揮隊 (都道府県大隊長兼務)	〇〇消防本部 〇〇消火小隊				〇〇消防本部 〇〇後方支援小隊 (支援車〇型)	〇〇道 〇〇PA
応援先都道府県 〇〇県							
応援先都道府県 〇〇県							



〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成

平成 年 月 日現在

消防本部名	エネルギー・産業基盤 災害即応部隊指揮隊	特殊災害中隊					消火 中隊	特殊装備中隊					通信支援小隊	後方支援小隊	水上小隊
		大容量送水 ポンプ車	大型放水砲搭載 ホース延長車	大型化学車	大型高所放水車	泡原液搬送車	化学消防 ポンプ自動車	遠距離送水用 ポンプ車	ホース延長車	はしご車	屈折はしご車				

〇〇都道府県大隊の出動対象都道府県等一覧

出動計画・出動対象災害		区分	応援先都道府県	集結場所	集結場所担当 消防本部
基本計画 (出動準備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大震度6弱（政令市等は5強）の地震災害が発生した場合</li> <li>・大津波警報が発表された場合</li> <li>・噴火警報（居住地域）が発表された場合</li> </ul>	第一次出動 の対象となる場合	〇〇県	〇〇道 〇〇PA	〇〇消防本部
迅速出動	区分Ⅰ <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大震度7（東京都特別区は6強以上）の地震災害が発生した場合 （震央が海域の場合は出動の準備）</li> </ul>	出動準備 の対象となる場合			
	区分Ⅱ <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大震度6強（東京都特別区は6弱）の地震災害が発生した場合 （震央が海域の場合は出動の準備）</li> </ul>				

出動計画・出動対象災害		応援編成計画	応援先都道府県	集結場所	集結場所担当 消防本部	進出拠点	進出拠点 (高速道路以外)
アクション プラン	<東海地震> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海地震に係る注意情報が発表又は警戒宣言が発令された場合に、対象8都県中1の都県で震度6弱（政令市等は5強）以上の地震災害が発生した場合</li> <li>・想定震源域内を震源とし、対象8都県中2以上の都県で震度6弱（政令市等は5強）以上の地震災害が発生した場合</li> </ul>	第1次応援	〇〇県	〇〇道 〇〇PA	〇〇消防本部	〇〇PA	〇〇方面訓練場
	<首都直下地震> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災4都県中2以上の都県で震度6弱（政令市等は5強）以上の地震災害が発生した場合</li> </ul>						
	<東南海・南海地震> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定震源域内を震源とし、対象6県中2以上で震度6弱（政令市等は5強）以上の地震災害が発生した場合</li> </ul>						

〇〇都道府県大隊の迅速出動に係る隊編成

平成 年 月 日現在

消防本部名	指揮支援隊	統合機動部隊指揮隊	エネルギー・産業基盤 災害即応部隊指揮隊	都道府県大隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊				航空小隊	水上小隊	合計
										毒劇物等対応小隊	火災等大規模危険物 火災等対応小隊	火災等対応小隊 密閉空間	大量送水小隊 遠距離	消防活動二輪小隊	震災対応 特殊車両小隊	水難救助小隊			その他
統合機動部隊																			
第一次編成隊																			
	合計																		
第二次編成隊																			
	合計																		
〇〇都道府県合計																			

## 〇〇都道府県大隊無線通信運用体制

対象範囲	使用無線チャンネル等	備考
各隊間	都道府県内共通波	無線統制は、〇〇都道府県大隊長が行う。
〇〇都道府県大隊本部 ↓ 調整本部 指揮支援本部 各都道府県大隊本部	全国共通波 1 (指揮支援部隊長)	無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。

※ 出動時における無線通信運用体制は、運用要綱第22条に基づき行うとともに、次に掲げる事項を考慮するものとする。

ただし、使用無線系統は被災地消防本部の指示に従うものとする。

- 1 全国共通波統制局は、調整本部におくものとする。
- 2 県内共通波統制局は、都道府県大隊本部におくものとする。
- 3 県内共通波の使用は、原則として都道府県大隊長と各隊長間とするが、無線運用上必要がある場合は、各隊間で使用することができるものとする。
- 4 都道府県大隊内の無線機の貸し借りにより、各隊内の無線連絡は同一の周波数で行うよう努めるものとする。
- 5 中継送水体系をとるときは、原則として同一周波数の無線をそのラインごとに確保するものとするが、それによりがたいときでも、少なくとも、筒先担当と水源担当は同一周波数の無線とするものとする。
- 6 通信は必要最小限にとどめるものとする。

〇〇都道府県大隊の保有資機材（後方支援中隊を除く）

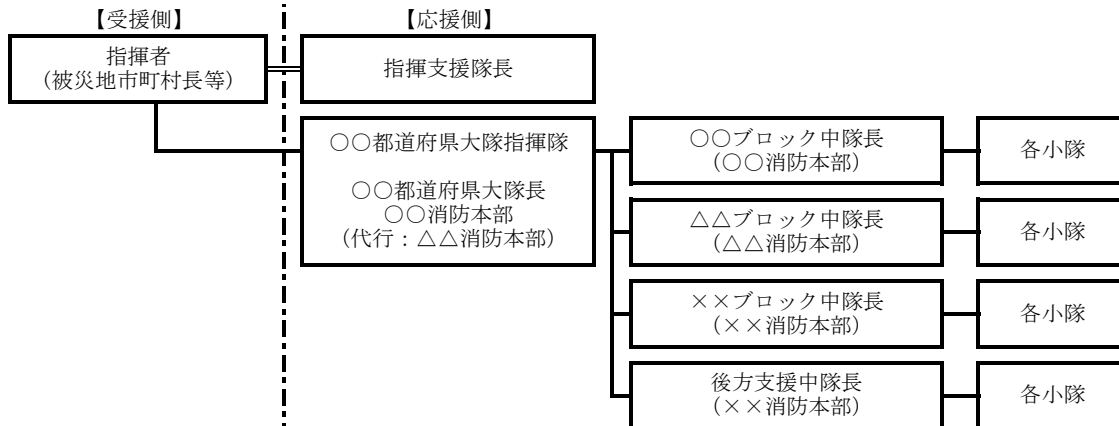
平成 年 月 日現在

消防本部名																
〇 〇 ブ ロ ッ ク																
	ブロック内小計															
△ △ ブ ロ ッ ク																
	ブロック内小計															
× × ブ ロ ッ ク																
	ブロック内小計															
〇〇都道府県合計																

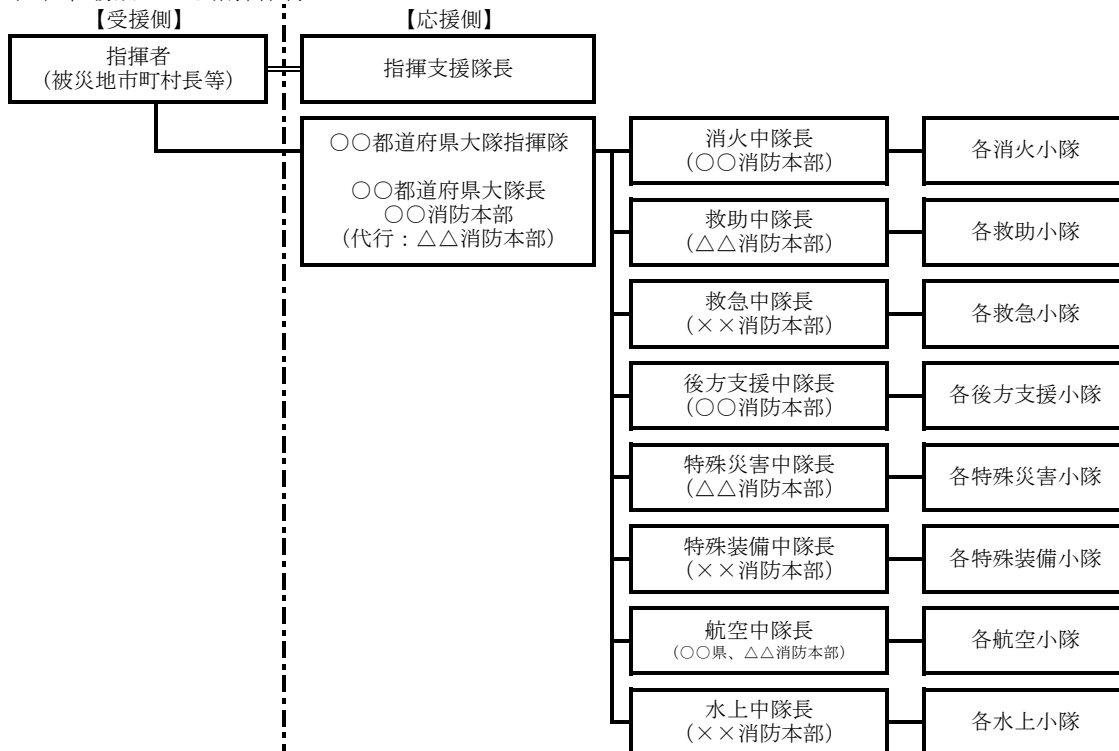
〇〇都道府県大隊指揮体制

1 地震等大規模災害

(1) ブロック別による指揮体制

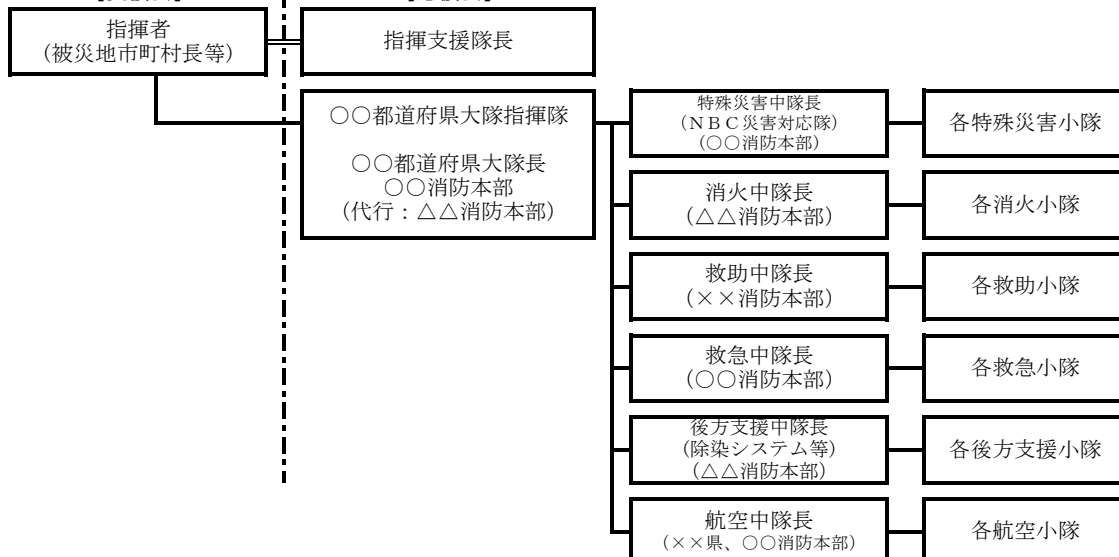


(2) 任務別による指揮体制



2 NBC災害編

【受援側】



「緊急消防援助隊〇〇都道府県大隊応援等実施計画」新旧対照表

(下線は変更部分)

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>緊急消防援助隊〇〇都道府県大隊応援等実施計画 目次</b></p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 〇〇都道府県大隊等の編成</p> <p>第3章 〇〇都道府県大隊等の出動</p> <p>第4章 現場活動</p> <p>第5章 後方支援活動</p> <p>第6章 活動終了</p> <p>第7章 活動報告等</p> <p>第8章 その他</p> <p>資料等</p> <p>別表第1 用語の定義</p> <p>別表第2 〇〇都道府県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡先</p> <p>別表第3 関係機関連絡先</p> <p>別表第4 〇〇都道府県__の登録__隊</p> <p>別表第5 〇〇都道府県大隊の編成</p> <p>別表第6 〇〇都道府県大隊後方支援中隊の__編成及び保有資機材</p> <p>別表第7 〇〇都道府県統合機動部隊の編成</p> <p>別表第8 〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成 (別表第12へ移動)</p> <p>(別表第11へ移動)</p> <p>別表第9 〇〇都道府県大隊の出動対象都道府県等一覧</p> <p>別表第10 〇〇都道府県大隊の迅速出動に係る__隊編成</p> <p>別表第11 〇〇都道府県大隊無線通信運用体制</p> <p>別表第12 〇〇都道府県大隊の保有資機材(後方支援中隊を除く)</p> <p>別紙第1 〇〇都道府県大隊指揮体制 (別紙第3へ移動)</p> <p>別紙第2 公務従事車両証明書 ……省略</p>	<p style="text-align: center;"><b>緊急消防援助隊〇〇都道府県__隊応援等実施計画 目次</b></p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 〇〇都道府県__隊__の編成</p> <p>第3章 〇〇都道府県__隊__の出動 (新設)</p> <p>第4章 後方支援活動</p> <p>第5章 活動終了</p> <p>第6章 活動報告等</p> <p>第7章 その他</p> <p>資料等</p> <p>別表第1 用語の定義</p> <p>別表第2 〇〇都道府県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡先</p> <p>別表第3 関係機関連絡先</p> <p>別表第4 〇〇都道府県__隊の登録部隊 (新設)</p> <p>別表第5 〇〇都道府県__隊後方支援部隊の__隊編成及び保有資機材 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>別表第6 〇〇都道府県__隊の保有資機材</p> <p>別表第7 〇〇都道府県__隊無線通信運用体制</p> <p>別表第8 〇〇都道府県__隊の出動対象都道府県等一覧</p> <p>別表第9 〇〇都道府県__隊の迅速出動に係る__部隊編成 (別表第7から移動)</p> <p>(別表第6から移動)</p> <p>別紙第1 〇〇都道府県__隊指揮体制</p> <p>別紙第2 緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行に係る報告__ ……省略 (「緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱いについて」(平成17年消防令第8号)別添様式)</p> <p>別紙第3 公務従事車両証明書 ……省略</p>

(「緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱いについて」(平成17年消防令第8号)別記)

別紙第3 緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行に係る報告 . . . 省略

(「緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱いについて」(平成17年消防令第8号)別添様式)

運用要綱別記様式1 ○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制 . . . 省略

運用要綱別記様式2 緊急消防援助隊活動報告(日報) . . . 省略

要請要綱別記様式2-1 出動可能隊数報告及び出動準備依頼 . . . 省略

要請要綱別記様式2-2 出動可能隊数・出動隊数の報告 . . . 省略

要請要綱別記様式3-1 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示 . . . 省略

要請要綱別記様式5-1 緊急消防援助隊活動報告書 . . . 省略

要請要綱別記様式5-2 緊急消防援助隊活動報告書 . . . 省略

要請要綱別記様式5-3 緊急消防援助隊出動状況表 . . . 省略

(「緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱いについて」(平成17年消防令第8号)別記)

(別紙第2から移動)

運用要綱別記様式2-1 緊急消防援助隊の出動の求め . . . 省略

運用要綱別記様式2-2 緊急消防援助隊の出動の指示 . . . 省略

運用要綱別記様式3-1 緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告の求め . . . 省略

運用要綱別記様式3-2 緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告 . . . 省略

運用要綱別記様式3-3 緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告 . . . 省略

運用要綱別記様式5 ○○○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制 . . . 省略

運用要綱別記様式6-1 緊急消防援助隊活動報告 . . . 省略

運用要綱別記様式6-2 緊急消防援助隊活動報告(日報) . . . 省略



## 緊急消防援助隊〇〇都道府県大隊応援等実施計画

平成〇年〇月〇日 消第〇〇号

### 第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。)第35条の規定に基づき、〇〇都道府県大隊、〇〇都道府県統合機動部隊、〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊(以下「〇〇都道府県大隊等」という。)の応援等について必要な事項を定め、〇〇都道府県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2 代表消防機関は、〇〇消防本部とする。
- 2 代表消防機関代行は、〇〇消防本部とする。
  - 3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

### 第2章 〇〇都道府県大隊等の編成

(県内ブロック)

- 第3 〇〇都道府県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおりブロック分けするものとする。
- 2 各ブロックに幹事消防本部を置き、ブロック内の次に掲げる任務を行うものとする。
    - (1) 出動に係る連絡及び調整
    - (2) 後方支援活動に係る連絡及び調整
    - (3) その他必要な事項

(連絡体制等)

- 第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。
  - (2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。

## 緊急消防援助隊〇〇都道府県\_\_隊応援等実施計画

平成〇年〇月〇日 消第〇〇号

### 第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊運用\_\_要綱(平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。)第3条第3項の規定に基づき、緊急消防援助隊〇〇都道府県隊(以下「〇〇都道府県隊」という。)の応援等について必要な事項を定め、〇〇都道府県\_\_隊\_\_が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2 代表消防機関は、〇〇消防本部とする。
- 2 代表消防機関代行は、〇〇消防本部とする。
  - 3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

### 第2章 〇〇都道府県\_\_隊\_\_の編成

(県内ブロック)

- 第3 〇〇都道府県\_\_隊\_\_の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおりブロック分けするものとする。
- 2 各ブロックに幹事消防本部を置き、ブロック内の次に掲げる任務を行うものとする。
    - (1) 出動に係る連絡及び調整
    - (2) 後方支援活動に係る連絡及び調整
    - (3) その他必要な事項

(連絡体制等)

- 第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。
  - (2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。

<p>(3) 代表消防機関は幹事消防本部に対して連絡し、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。</p> <p>(4) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX(これと併せて電子メールによっても可能とする。)によるものとする。ただし、有線断絶時には県内共通波、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。</p> <p>(〇〇都道府県大隊等の編成)</p> <p>第5 〇〇都道府県<small>の登録</small>隊は、別表第4のとおりとする。</p> <p>2 〇〇都道府県大隊の編成は、緊急消防援助隊に登録された小隊から、被災地において行う応援等に必要の小隊等を別表第5に基づき選定するものとする。</p> <p>3 大隊は、都道府県単位とし、〇〇都道府県大隊と呼称するものとする。なお、〇〇都道府県大隊長は、代表消防機関の〇〇消防本部の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の〇〇消防本部の職員をもって充てるものとする。</p> <p>4 中隊は、ブロック単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇ブロック中隊(又は消火中隊等) _____」と呼称するものとする。なお、中隊長 _____ は〇〇都道府県大隊長が指定するものとする。</p> <p>5 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊(又は各消防本部の呼出し名称)」と呼称するものとする。</p> <p>6 後方支援中隊の編成は、別表第6のとおりとし、____都道府県(又はブロック)単位で後方支援中隊 _____ を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は _____、〇〇消防本部の職員(又は幹事消防本部の職員)の内から〇〇都道府県大隊長が指定するものとする。</p> <p>7 統合機動部隊は、別表第7のとおり編成し、〇〇都道府県統合機動部隊と呼称するものとする。なお、〇〇都道府県統合機動部隊長は、代表消防機関の〇〇消防本部の職員をもって充てるものとする。</p> <p>8 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、別表第8のとおり編成し、〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊と呼称するものとする。なお、〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、消防庁長官(以下「長官」という。)の定めに基づき、〇〇消防本部の職員をもって充てるものとする。</p> <p>(第20へ移動)</p>	<p>(3) 代表消防機関は幹事消防本部に対して連絡し、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。</p> <p>(4) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX _____ によるものとする。ただし、有線断絶時には県内共通波、地域衛星 _____ ネットワーク等を活用するものとする。</p> <p>(〇〇都道府県_隊_の編成)</p> <p>第5 〇〇都道府県隊の登録部隊は、別表第4のとおりとする。</p> <p>2 〇〇都道府県_隊_は、緊急消防援助隊に登録された部隊のうち、被災地において行う応援等に必要の部隊をもって編成 _____ するものとする。</p> <p>3 〇〇都道府県隊を大隊とし、〇〇都道府県_隊_と呼称するものとする。なお、〇〇都道府県_隊長_は、代表消防機関の〇〇消防本部の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の〇〇消防本部の職員をもって充てるものとする。</p> <p>4 部隊(中隊)は、ブロック単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇ブロック部隊(中隊)(又は消火部隊(中隊)等) _____」と呼称するものとする。なお、部隊長(中隊長)は〇〇都道府県_隊長_が指定するものとする。</p> <p>5 隊(小隊)は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊(又は各消防本部の呼出し名称)」と呼称するものとする。</p> <p>6 後方支援部隊の編成は、別表第5のとおりとし、〇〇都道府県(又はブロック)単位で後方支援部隊(中隊) _____ を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援部隊長(中隊長)は、〇〇消防本部の職員(又は幹事消防本部の職員)の内から____都道府県_隊長_が指定するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(各隊の保有資機材等)</p> <p>第6 後方支援部隊の保有資機材は、別表第5のとおり _____。</p> <p>2 後方支援部隊を除く各隊の保有資機材は、別表第6のとおり _____。</p>
---	---

(指揮体制等)

第6 ○○都道府県大隊の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。)別記様式1のとおりとする。

3 ○○都道府県大隊長は、○○都道府県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、○○都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

4 ○○都道府県統合機動部隊長は、○○都道府県大隊長が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

5 ○○都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 中隊長\_\_\_\_\_は、○○都道府県大隊長の管理の下に小隊\_\_\_\_\_の活動を管理するものとする。

7 小隊長\_\_\_\_\_は、中隊長\_\_\_\_\_の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

(第19へ移動)

(第7の後へ移動)

(出動基準及び集結場所等)

第7 ○○都道府県大隊の出動基準、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県並びに集結場所は、別表第9のとおりとする。

**第3章 ○○都道府県大隊等の出動**

(出動準備及び出動可能隊数の報告)

第8 各消防本部は、○○都道府県大隊が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊となる都道府県において震度6弱(政令市等については5強)以上の地震災害が発

(指揮体制等)

第7 ○○都道府県\_\_隊の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

2 受援都道府県内での連絡体制は、\_\_\_\_\_運用要綱別記様式5のとおりとする。

3 \_\_\_\_都道府県\_\_隊長は、○○都道府県\_\_隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下、\_\_指揮支援部隊長又は\_\_指揮支援本部長の管理を受け、○○都道府県\_\_隊の活動を管理するものとする。

(新設)

(新設)

4 部隊長(中隊長)は、○○都道府県\_\_隊長の管理の下に隊(小隊)の活動を管理するものとする。

5 隊長(小隊長)は、部隊長(中隊長)の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

(出動時における無線通信運用体制\_\_\_\_\_)

第8 出動時の無線通信運用体制は、別表第7のとおりとする。

(新設)

**第3章 ○○都道府県 隊 の出動**

(出動基準及び集結場所等)

第9 ○○都道府県\_\_隊の出動基準、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県並びに集結場所は、別表第8のとおりとする。

(第8の後から移動)

(出動準備及び出動可能隊数の報告)

第10 各消防本部は、○○都道府県\_\_隊が第一次出動都道府県\_\_隊及び出動準備都道府県\_\_隊となる都道府県において震度6弱(政令市等については5強)以上の地震災害が発

生じた場合、大津波警報 が発表された場合又は噴火警報（居住地域） が発表された場合は、出動準備を行うものとする。この場合において、各消防本部は、直ちに都道府県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、都道府県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

2 都道府県は、消防庁から要請要綱別記様式2-1により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるものとする。この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに都道府県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、都道府県は、速やかに消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

3 都道府県は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

(〇〇都道府県大隊等の出動)

第9 〇〇都道府県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により出動の求め又は指示を受けた場合は、別表第5～8に基づき、出動する小隊等を代表消防機関と調整し、各市町村長（各消防本部）に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

2 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに各小隊を出動させるとともに、都道府県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

3 都道府県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

4 代表消防機関は、〇〇都道府県大隊等の集結場所及び集結時間を決定し、都道府県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。

5 〇〇都道府県大隊長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、出動の求め又は指示を受けた場合は、概ね1時間以内に〇〇都道府県統合機動部隊を出動させるとともに、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資するため、次に掲げる任務を指示し、都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告させるものとする。

(1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。

(2) 被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。

(3) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。

(4) 被災地における通信の確保に関すること。

生じた場合、津波警報（大津波） が発表された場合又は火山の噴火災害 が発生した場合は、出動準備を行うものとする。この場合において、各消防本部は、直ちに都道府県及び代表消防機関に対して運用要綱別記様式3-3により出動可能隊数の報告を行うものとし、都道府県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して運用要綱別記様式3-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

2 都道府県は、消防庁から運用要綱別記様式3-1により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるものとする。この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに都道府県及び代表消防機関に対して運用要綱別記様式3-3により出動可能隊数の報告を行うものとし、都道府県は、速やかに消防庁に対して運用要綱別記様式3-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

3 都道府県は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

(〇〇都道府県\_隊\_の出動)

第11 〇〇都道府県知事は、消防庁長官から運用要綱別記様式2-1又は2-2により出動の求め又は指示を受けた場合は、各市町村長（各消防本部）に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

2 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに部隊を出動させるとともに、都道府県に対して 出動隊数を報告するものとする。

3 都道府県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して 出動隊数を報告するものとする。

4 代表消防機関は、〇〇都道府県\_隊\_の集結場所及び集結時間を決定し、都道府県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。

(新設)

<p>(5) 初期消火、救助及び救急活動に関すること。</p> <p>(6) 航空消防活動の支援に関すること。</p> <p>(7) 宿営場所の設営に関すること。</p> <p>6 各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について都道府県及び代表消防機関に対し、報告するものとする。</p> <p>(1) 指揮者の階級、職及び氏名</p> <p>(2) 出動隊数、車両及び資機材</p> <p>(3) 集結場所到着予定時刻</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>(迅速出動)</p> <p>第10 迅速出動に係る〇〇都道府県大隊の編成は、別表第10のとおりとする。</p> <p>2 迅速出動に該当する事案が発生した場合、都道府県は、速やかに消防庁等から情報収集を行うとともに、各消防本部との情報共有に努めるものとする。</p> <p>3 迅速出動に該当する事案が発生した場合、各消防本部は速やかに出動準備を行うとともに、出動可能隊数をとりまとめ、都道府県及び代表消防機関に対して報告するものとする。なお、既に出動した場合、出動隊数を報告するものとする。</p> <p>4 迅速出動区分Ⅰに該当する事案が発生した場合は、前項に定めるもののほか、各消防本部は次のとおり対応するものとする。</p> <p>(1) 〇〇都道府県統合機動部隊は、〇〇都道府県大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に 出動するものとする。</p> <p>(2) 第一次編成陸上隊は、〇〇都道府県統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに 出動するものとする。</p> <p>(3) 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動するものとする。</p> <p>(4) 代表消防機関は、第一次編成陸上隊及び第二次編成陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、都道府県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。</p> <p>5 迅速出動区分Ⅱに該当する事案が発生した場合、第三項に定めるもののほか、〇〇都道府県統合機動部隊は、〇〇都道府県大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に 出動するものとする。</p>	<p>5 部隊 を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について都道府県及び代表消防機関に対し、報告するものとする。</p> <p>(1) 指揮者の階級、職及び氏名</p> <p>(2) 出動隊数、車両及び資機材</p> <p>(3) 集結場所到着予定時刻</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>(迅速出動)</p> <p>第12 迅速出動に係る部隊 _____ の編成は、別表第9のとおりとする。</p> <p>2 代表消防機関は、迅速出動要綱区分Ⅰに該当する事案が発生した場合は集結場所及び集結時間を決定し、都道府県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。</p> <p>3 陸上部隊先遣隊は、迅速出動要綱区分Ⅰ及びⅡに該当する事案が発生した場合は、速やかに出動するものとする。</p> <p>4 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅰに該当する事案が発生した場合は、速やかに第一次編成陸上部隊を出動させるものとする。なお、第一次編成陸上部隊の部隊長（中隊長）は、〇〇市消防本部の職員の内から都道府県 隊長が指定するものとする。</p> <p>5 第一次編成陸上部隊は、集結完了したブロックごとに適宜出動するものとする。なお、ブロックの部隊長（中隊長）は、幹事消防本部の職員の内から都道府県隊長が指定するものとする。</p> <p>6 代表消防機関は、各消防本部の参集状況等を考慮し、第二次編成陸上部隊の集結場所及び集結時間を決定し、都道府県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。</p> <p>7 後方支援部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊は、第二次編成陸上部隊として編成するものとする。なお、第二次編成陸上部隊の部隊長（中隊長）は、〇〇市消防本部の職員の内から都道府県 隊長が指定するものとする。</p> <p>8 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅰ及びⅡに該当する事案が発生し出動する場合は、速やかに出動予定隊数を都道府県及び代表消防機関に報告するものとし、都道府県は、各消防本部の報告を取りまとめて消防庁に対して報告するものとする。なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。</p> <p>9 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅱ及びⅢに該当する事案が発生した場合は、速やかに出動準備を行うとともに、情報収集に努めるものとする。</p>
---	---

(緊急消防援助隊の車両表示)

第11 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

第12 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長又はブロック中隊長（以下「都道府県大隊長等」という。）は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

2 後方支援本部は、前項の内容について消防庁及び都道府県に対して報告するものとする。

(進出拠点への進出)

第13 都道府県大隊長等 \_\_\_\_\_ は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部 \_\_\_\_\_ 及び後方支援本部に対して報告するものとする。

3 都道府県大隊長等 \_\_\_\_\_ は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

(1) 被災地の被害概要

(2) ○○都道府県大隊等の活動地域及び任務

(3) ○○都道府県大隊等の進出拠点及び出動ルート

(4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第14 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 被災地への出動途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。

(2) 被災地からの帰署（所）途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動途上又は帰署（所）途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに別紙第2に必要事項を記入し提出するものとする。なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。

(第26から移動)

(集結場所への集結完了)

第13 都道府県 隊長（又はブロック部隊長） \_\_\_\_\_ は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

2 後方支援本部は、前項の内容について \_\_\_\_\_ 都道府県に対して報告するものとする。

(進出拠点への進出)

第14 都道府県 隊長（又はブロック部隊長） \_\_\_\_\_ は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁 \_\_\_\_\_ 及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。

3 都道府県 隊長（又はブロック部隊長） \_\_\_\_\_ は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各部隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

(1) 被災地の被害概要

(2) ○○都道府県 隊 隊の活動地域及び任務

(3) ○○都道府県 隊 隊の進出拠点及び出動ルート

(4) その他必要な事項

(第27から移動)

<p>(3) 料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。</p> <p>(情報共有)</p> <p>第15 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。</p> <p>(進出拠点到着)</p> <p>第16 都道府県大隊長等 _____ は、進出拠点到着後、速やかに都道府県大隊名、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。</p> <p>2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、都道府県大隊長等 _____ のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該都道府県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。</p> <p>(現地到着)</p> <p>第17 都道府県大隊長等 _____ は、応援先市町村到着後、速やかに都道府県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長 _____ に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。</p> <p>(1) 災害状況</p> <p>(2) 活動方針</p> <p>(3) 活動地域及び任務</p> <p>(4) 都道府県大隊本部を設置する場合は、その位置</p> <p>(5) 使用無線系統</p> <p>(6) 地水利状況</p> <p>(7) その他活動上必要な事項</p> <p>2 都道府県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する都道府県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が都道府県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、都道府県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。</p> <p>3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は、都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。</p>	<p>(第28から移動)</p> <p>(進出拠点到着)</p> <p>第15 都道府県 隊長 (又はブロック部隊長) は、進出拠点到着後、速やかに都道府県名及び部隊規模 _____ について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。</p> <p>2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、都道府県 隊長 (又はブロック部隊長) のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該都道府県 隊 に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。</p> <p>(現地到着)</p> <p>第16 都道府県 隊長 (又はブロック部隊長) は、応援先市町村到着後、速やかに都道府県隊名、部隊規模等 _____ について指揮者及び緊急消防援助隊指揮支援本部 (以下「指揮支援本部」という。) に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。</p> <p>(1) 災害状況</p> <p>(2) 活動方針</p> <p>(3) 活動地域及び任務</p> <p>(4) 都道府県 隊本部を設置する場合は、その位置</p> <p>(5) 使用無線系統</p> <p>(6) 地水利状況</p> <p>(7) その他活動上必要な事項</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

## 第4章 現場活動

(〇〇都道府県大隊本部の設置)

第18 〇〇都道府県大隊長は、必要に応じて〇〇都道府県大隊長を本部長とする〇〇都道府県大隊本部を設置するものとする。

2 〇〇都道府県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

3 〇〇都道府県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員(小隊)を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。

4 〇〇都道府県大隊長は、都道府県大隊の活動内容や現場写真等を記録する要員を配置するものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第19 活動時の無線通信運用体制は、別表第11のとおりとする。

2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、〇〇都道府県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第20 後方支援中隊の保有資機材は、別表第6のとおりとする。

2 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、別表第12のとおりとする。

(日報)

第21 都道府県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

## 第5章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第22 〇〇都道府県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部長は、〇〇消防本部の消防長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。

(新設)

(〇〇都道府県\_\_隊本部の設置)

第17 \_\_都道府県\_\_隊長は、必要に応じて\_\_都道府県\_\_隊長を本部長とする〇〇都道府県\_\_隊本部を設置するものとする。

2 \_\_都道府県\_\_隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

(新設)

(新設)

(第8から移動)

(新設)

(第6から移動)

(第23から移動)

## 第4章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第18 〇〇都道府県\_\_隊\_\_が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部長は、〇〇消防本部の消防長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。



- 3 本部員は、〇〇消防本部の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、都道府県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求められることができるものとする。
- 5 後方支援本部は、〇〇都道府県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
- (1) 消防庁、指揮支援（部）隊長、都道府県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
  - (2) 〇〇都道府県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
  - (3) 〇〇都道府県大隊等の活動記録の集約
  - (4) 各消防本部に対する〇〇都道府県大隊等の活動状況に関する情報提供
  - (5) 〇〇都道府県大隊等に対する災害に関する情報提供
  - (6) 必要な資機材等の手配及び提供
  - (7) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
  - (8) 後方支援に関し、〇〇都道府県との調整
  - (9) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

- 第23 後方支援中隊は、〇〇都道府県大隊長の指揮の下、〇〇都道府県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。
- (1) 後方支援本部との連絡
  - (2) 宿営場所の設置及び維持
  - (3) 物資の調達及び搬送
  - (4) 車両及び資機材の保守管理
  - (5) 交替要員の搬送
  - (6) 活動の記録
  - (7) その他必要な事項

(相互協力)

- 第24 都道府県及び各消防本部は、〇〇都道府県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

## 第6章 活動終了

(〇〇都道府県大隊等の引揚げ)

- 3 本部員は、〇〇消防本部の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、都道府県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求められることができるものとする。
- 5 後方支援本部は、〇〇都道府県\_\_隊\_\_の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
- (1) 消防庁、指揮支援（部）隊長、都道府県\_\_隊長\_\_及び関係機関との各種連絡調整
  - (2) 〇〇都道府県\_\_隊\_\_の出動、集結及び活動に係る調整
  - (3) 〇〇都道府県\_\_隊\_\_の活動記録の集約
  - (4) 各消防本部に対する〇〇都道府県\_\_隊\_\_の活動状況に関する情報提供
  - (5) 〇〇都道府県\_\_隊\_\_に対する災害に関する情報提供
  - (6) 必要な資機材等の手配及び提供
  - (7) 増援部隊及び交替部隊の派遣に関する調整
  - (8) 後方支援に関し、〇〇都道府県との調整
  - (9) その他必要な事項

(後方支援部隊の任務等)

- 第19 後方支援部隊は、\_\_都道府県\_\_大隊長の指揮の下、〇〇都道府県\_\_隊\_\_の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。
- (1) 後方支援本部との連絡
  - (2) 宿営場所の設置及び維持
  - (3) 物資の調達及び搬送
  - (4) 車両及び資機材の保守管理
  - (5) 交替要員の搬送
  - (6) 活動の記録
  - (7) その他必要な事項

(相互協力)

- 第20 都道府県及び各消防本部は、〇〇都道府県\_\_隊\_\_の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

## 第5章 活動終了

(部隊\_\_\_\_\_の引揚げ)

第25 〇〇都道府県大隊長は、指揮支援部隊長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 〇〇都道府県大隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 〇〇都道府県大隊の活動概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署(所)報告)

第26 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、都道府県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 都道府県は、都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

## 第7章 活動報告等

(第21へ移動)

(削除)

(活動結果報告)

第27 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、都道府県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5-1、5-2、5-3により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 都道府県は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5-1、5-2、5-3により、速やかに活動報告を行うものとする。

第21 都道府県隊長は、指揮者から引揚げ指示があった場合は、速やかに調整本部及び指揮支援本部に報告するとともに、現場における活動を終了するものとする。

2 都道府県隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮者及び調整本部に報告し、指揮支援部隊長の指示により被災地から引揚げるものとする。

- (1) 〇〇都道府県隊の活動概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署(所)報告)

第22 緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、部隊が被災地から帰署(所)した場合は、その旨を都道府県及び後方支援本部に対して報告するものとし、都道府県は消防庁に対して報告するものとする。

(新設)

## 第6章 活動報告等

(日報)

第23 都道府県隊長は、指揮支援本部に対して運用要綱別記様式6-2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

2 指揮支援本部は、各都道府県隊の報告書を取りまとめ、調整本部に対して報告するものとする。

(活動(所)報告)

第24 緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、全部隊が被災地から帰署(所)した場合は、都道府県及び代表消防機関に対して運用要綱別記様式6-1により活動報告を行うものとする。

2 都道府県は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して活動報告を行うものとする。

(高速自動車国道等の通行に係る報告)  
 第28 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終  
 帰署(所)後5日以内に、代表消防機関に対して別紙第3により報告するものとする。  
 なお、活動が長期に及び小隊又は中隊の交代がある場合は、交代した小隊又は中隊単  
 位で報告するものとする。  
 2 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、〇〇都道府県大隊の最終小隊等  
 帰署(所)後7日以内に、都道府県及び消防庁に対して報告を行うものとする。

**第8章 その他**

(第11へ移動)

(第14へ移動)

(第15へ移動)

(第32へ移動)

(高速自動車国道等の通行に係る報告)  
 第25 緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、\_\_\_\_\_部隊  
 帰署(所)後5日以内に、代表消防機関に対して別紙第2により報告するものとする。  
 なお、活動が長期に及び部隊\_\_\_\_\_の交代がある場合は、交代した部隊\_\_\_\_\_単  
 位で報告するものとする。  
 2 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、〇〇都道府県\_\_隊の最終部隊\_\_  
 帰署(所)後7日以内に、都道府県及び消防庁に対して報告を行うものとする。

**第7章 その他**

(緊急消防援助隊の車両表示)  
 第26 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車  
 両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(高速自動車国道等の通行)  
 第27 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。  
 (1) 被災地への出動途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助  
 隊として出動中である旨を申し出るものとする。  
 (2) 被災地からの帰署(所)途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消  
 防援助隊として出動途上又は帰署(所)途上である旨を申し出るとともに、車両ご  
 とに別紙第3に必要事項を記入し提出するものとする。なお、緊急やむを得ず当該  
 証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された  
 職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出する  
 ものとする。  
 (3) 料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(情報共有)  
 第28 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情  
 報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有  
 に努めるものとする。

(消防本部等における事前準備)  
 第29 各消防本部等は、〇〇都道府県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動  
 する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

<p>(指揮支援実施計画)</p> <p>第29 指揮支援__隊に係る応援等については、〇〇消防本部が別に定めるものとする。</p> <p>(航空中隊の応援等)</p> <p>第30 航空中隊に係る応援等については、(都道府県又は〇〇消防本部)が別に定めるものとする。</p> <p>(水上中隊の応援等)</p> <p>第31 水上中隊に係る応援等については、〇〇消防本部が別に定めるものとする。</p> <p>(消防本部等における事前準備)</p> <p>第32 各消防本部等は、〇〇都道府県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。</p> <p>2 各消防本部等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。</p> <p>附 則 この計画は、平成〇年〇月〇日から施行する。</p>	<p>2 各消防本部等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。</p> <p>(指揮支援実施計画)</p> <p>第30 指揮支援部隊に係る応援等については、〇〇消防本部が別に定めるものとする。</p> <p>(航空部隊の応援等)</p> <p>第31 航空部隊に係る応援等については、(都道府県又は〇〇消防本部)が別に定めるものとする。</p> <p>(水上部隊の応援等)</p> <p>第32 水上部隊に係る応援等については、〇〇消防本部が別に定めるものとする。</p> <p><u>(第29から移動)</u></p> <p>附 則 この計画は、平成〇年〇月〇日から施行する。</p>
--	--

別表第1

## 用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日消防震第9号)」をいう。	
3	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
4	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
5	アクションプラン	基本計画第4章4に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には「東海地震における緊急消防援助隊運用方針等」「首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針等」「東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針等」を指す。	要請要綱第2条(16)
6	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	基本計画第4章1(3)
7	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
8	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(6)
9	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画第4章2(1)
10	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画第4章2(2)
11	ブロック	都道府県大隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、都道府県内の消防本部をグループ分けしたものをいう。	
12	幹事消防本部	ブロック内の緊急消防援助隊に係る連絡及び調整の取りまとめを行う消防本部をいう。	
13	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、応援都道府県に属する代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第9条
14	集結場所	都道府県大隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第12条
15	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(12)
16	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	要請要綱第2条(5)
17	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画第1章第2節
18	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	運用要綱第2条(1)
19	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条(2)
20	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	基本計画第2章第5節1(4)
21	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
22	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第16条

別表第1

## 用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日消防震第9号)」をいう。	
3	運用要綱	「緊急消防援助隊_運用_要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
4	迅速出動要綱	「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱(平成20年7月1日消防広第104号)」をいう。	
5	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
6	ブロック	都道府県_隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、都道府県内の消防本部をグループ分けしたものをいう。	
7	幹事消防本部	ブロック内の緊急消防援助隊に係る連絡及び調整の取りまとめを行う消防本部をいう。	
8	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	運用要綱第2条(1)
9	現地消防本部	被災地に係る消防本部をいう。	運用要綱第2条(2)
10	指揮本部	現地消防本部の指揮所をいう。	運用要綱第2条(3)
11	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
12	指揮支援本部	部隊配備された都道府県隊の活動管理、関係機関との連絡調整、調整本部との連絡等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第18条
13	都道府県_隊本部	都道府県_隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県_隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第19条
14	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、_____代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第12条
15	指揮者	被災地に係る市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	基本計画第2章第1節2(3)
16	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で速やかに被災地へ赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第1節2
17	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第1節2(3)
18	指揮支援隊長	指揮支援部隊長から指定された地区の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け、その地区で活動する緊急消防援助隊の活動_管理_を任務とする者をいう。	基本計画第2章第1節2(3)
19	都道府県_隊長	都道府県_隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援部隊長(又は指揮支援隊長)の管理を受け、被災地における都道府県_隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第1節3
20	都道府県_隊指揮隊	都道府県_隊長の任務を遂行するために設置され、指揮及び情報の収集伝達・通信等を任務とする隊をいう。	基本計画第2章第1節3
21	集結場所	都道府県_隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第13条
22	進出拠点	出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、又は進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内における一時的な進出の目標とする拠点をいう。	運用要綱第2条(15)

23	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、災害に関する情報を収集し、 <u>      </u> 長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるよう支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
24	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
25	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
26	都道府県大隊本部	都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第18条
27	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
28	都道府県大隊指揮隊	都道府県大隊長の任務を遂行するために設置され、指揮及び情報の収集伝達・通信等を任務とする隊をいう。	基本計画 第2章第4節1
29	総合機動部隊	大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて、迅速に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節2
30	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
31	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ <u>      </u> 長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(11)
32	陸上_隊	航空小隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
33	第一次編成陸上_隊	迅速出動対象災害が発生した場合、総合機動部隊に引き続き直ちに行動するために編成される隊をいう。	
34	第二次編成陸上_隊	第一次編成陸上隊の後に編成される隊をいう。 比較的走行速度が遅い車両(後方支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊等)を含む。	
35	NBC災害	次に掲げる災害の総称をいう。 ・N災害とは、放射線物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はおそれがある事故により生ずる災害をいう。 ・B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。 ・C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事項により生ずる災害をいう。	運用要綱 第2条(9)～(11)
36	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(15)

23	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	運用要綱第2条(6)
24	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(7)
25	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画 第2章第3節2
26	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画 第2章第3節2
27	登録市町村	緊急消防援助隊として登録された部隊が属する市長村(東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。	運用要綱第2条(10)
28	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	基本計画 第2章第3節1
29	迅速出動	法第44条に基づき、予め消防庁長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定の条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	迅速出動要綱2(1)
30	陸上部隊	都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊をいう。	迅速出動要綱2(6)
31	陸上部隊先遣隊	迅速出動対象災害が発生した場合、地震発生直後に直ちに行動して、被災地において初期の緊急消防援助隊活動を行う陸上部隊をいう。	迅速出動要綱2(7)
32	第一次編成陸上部隊	迅速出動対象災害が発生した場合、地震発生後に直ちに行動可能な都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊等をいう。	迅速出動要綱11
33	第二次編成陸上部隊	第一次編成陸上部隊の後に編成される部隊をいう。 比較的走行速度が遅い車両(後方支援部隊、特殊災害部隊、特殊装備部隊等)を含む。	迅速出動要綱11
34	NBC災害	次に掲げる災害の総称をいう。 ・N災害とは、放射線物質若しくは放射線の以上な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。 ・B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。 ・C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。	運用要綱 第2条(12)～(14)
35	部隊移動	法第44条の規定に基づく消防庁長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が <u>      </u> 別の被災地に出動することをいう。	運用要綱第2条(16)

〇〇都道府県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡先

別表第2

ブロック及び構成消防本部 ◎印…ブロック幹事消防本部	連絡先	N T T回線		消防防災無線		地域衛星通信 ネットワーク
		電話	F A X	電話	F A X	
〇 〇 ブ ロ ック	◎ ××市消防局	昼間	〇〇〇〇課	000-000-0000	000-000-0000	000-000-00-0000
		夜間	〇〇〇〇課	000-000-0000	000-000-0000	000-000-00-0000
	△△消防本部	昼間	〇〇〇〇課	000-000-0000	000-000-0000	000-000-00-0000
		夜間	〇〇〇〇課	000-000-0000	000-000-0000	000-000-00-0000
△ △ ブ ロ ック						
× × ブ ロ ック						

〇〇都道府県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡先

別表第2

ブロック及び構成消防本部 ◎印…ブロック幹事消防本部	連絡先	N T T回線		消防防災無線		地域衛星通信 ネットワーク
		電話	F A X	電話	F A X	
〇 〇 ブ ロ ック	◎ ××市消防局	昼間	〇〇〇〇課	000-000-0000	000-000-0000	000-000-00-0000
		夜間	〇〇〇〇課	000-000-0000	000-000-0000	000-000-00-0000
	△△消防本部	昼間	〇〇〇〇課	000-000-0000	000-000-0000	000-000-00-0000
		夜間	〇〇〇〇課	000-000-0000	000-000-0000	000-000-00-0000
△ △ ブ ロ ック						
× × ブ ロ ック						

別表第3

## 関係機関連絡先

関係機関名	連絡先		N T T回線		消防防災無線		地域衛星通信 ネットワーク	
			電話	F A X	電話	F A X		
国・ 県 関係	総務省消防庁	昼間	広域応援室	00-0000-0000	00-0000-0000	000-0000	000-0000	000-000-00-0000
		夜間	広域応援室	00-0000-0000	00-0000-0000	000-0000	000-0000	000-000-00-0000
	〇〇県危機管理部	昼間	〇〇〇〇課	000-000-0000	000-000-0000	000-0000	000-0000	000-000-00-0000
		夜間	〇〇〇〇課	000-000-0000	000-000-0000	000-0000	000-0000	000-000-00-0000
第 一 次 出 動 都 道 府 県								
〇 〇 関 係								

別表第3

## 関係機関連絡先

関係機関名	連絡先		N T T回線		消防防災無線		地域衛星通信 ネットワーク	
			電話	F A X	電話	F A X		
国・ 県 関係	総務省消防庁	昼間	広域応援室	00-0000-0000	00-0000-0000	000-0000	000-0000	000-000-00-0000
		夜間	広域応援室	00-0000-0000	00-0000-0000	000-0000	000-0000	000-000-00-0000
	〇〇県危機管理部	昼間	〇〇〇〇課	000-000-0000	000-000-0000	000-0000	000-0000	000-000-00-0000
		夜間	〇〇〇〇課	000-000-0000	000-000-0000	000-0000	000-0000	000-000-00-0000
第 一 次 出 動 都 道 府 県								
〇 〇 関 係								



別表第4

〇〇都道府県\_の登録\_隊

平成 年 月 日現在

消防本部名	指揮支援隊	統合機動部隊指揮隊	エネルギー・産業施設災害対応部隊指揮隊	都道府県大隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊		特殊装備小隊						小隊数	重複除く	合計				
										毒劇物等対応小隊	火災等対応小隊	火災等対応小隊	大規模危険物	密閉空間	遠距離大量送水小隊	消防活動二輪小隊	震災対応特殊車両小隊				水難救助小隊	その他	航空小隊	水上小隊
〇〇ブロック																								
ブロック内小計																								
△△ブロック																								
ブロック内小計																								
××ブロック																								
ブロック内小計																								
〇〇都道府県合計																								

別表第4

〇〇都道府県隊の登録部隊

平成 年 月 日現在

消防本部名	指揮支援部隊			都道府県_隊指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊		特殊装備部隊						部隊数	重複除く	合計		
									毒劇物等対応隊	火災等対応隊	密閉空間	遠距離大量送水隊	消防活動二輪隊	震災対応特殊車両隊	水難救助隊	その他				航空部隊	水上部隊
〇〇ブロック																					
ブロック内小計																					
△△ブロック																					
ブロック内小計																					
××ブロック																					
ブロック内小計																					
〇〇都道府県合計																					

(新設)

〇〇都道府県大隊の編成

平成 年 月 日現在

小隊名 ブロック別 消防本部名	都道府県 大隊指揮隊	特殊災害小隊						特殊装備小隊						水上小隊								
		消防本部	出動 編位	〇〇小隊	出動 編位	救助小隊	出動 編位	救急小隊	出動 編位	後方支援小隊	出動 編位	通信支援小隊	毒劇物等 対応小隊		大規模危険物 対応小隊	火災等 密閉空間 対応小隊	遠距離大 量送水小隊	消防活動 二輪小隊	震災対応 特殊車両 小隊	水難救助 小隊	その他	航空小隊
〇																						
〇																						
ブ																						
ロ																						
ッ																						
ク																						
△																						
△																						
ブ																						
ロ																						
ッ																						
ク																						
×																						
×																						
ブ																						
ロ																						
ッ																						
ク																						
□																						
□																						
ブ																						
ロ																						
ッ																						
ク																						

※統合機動部隊の編成は、別表第7のとおり別に定める。  
 ※エネルギー・産業基盤災害対応部隊の編成は、別表第8のとおり別に定める。

別表第6

〇〇都道府県大隊後方支援中隊の\_\_\_編成及び保有資機材

平成 年 月 日現在

消防本部名	後方支援車両 (下段カッコ数は無償使用車両)									後方支援資機材										備 考			
	支援車 I 型	支援車 II 型	支援車 III 型	支援車 IV 型	大型除染システム搭載車	燃料補給車	航空隊支援車	資機材搬送車	人員輸送車	拠点機能形成車	機動連絡車												
後方支援中隊長 〇〇市消防本部	( )				( )	( )	( )	( )	( )	( )													
△△消防本部																							
〇〇都道府県合計																							

別表第5

〇〇都道府県\_隊後方支援部隊の部隊編成及び保有資機材

平成 年 月 日現在

消防本部名	後方支援車両 (下段カッコ数は無償使用車両)										後方支援資機材										備 考		
	支援車 I 型	支援車 II 型	(人員輸送車を含む) 支援車 III 型	支援車 IV 型	燃料補給車	広報通信車	航空隊支援車	資機材搬送車	大型除染システム車														
後方支援部隊長 〇〇市消防本部	( )		( )		( )			( )	( )	( )													
△△消防本部																							
〇〇都道府県合計																							

〇〇都道府県統合機動部隊の編成

別表第7

(新設)

平成 年 月 日現在

小隊名 応援先	統合機動部隊 指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	通信支援小隊	後方支援小隊	集結場所
応援先都道府県 〇〇県	〇〇消防本部 〇〇指揮隊 <small>(都道府県大隊長兼務)</small>	〇〇消防本部 〇〇消火小隊				〇〇消防本部 〇〇後方支援小隊 (支援車〇型)	〇〇道 〇〇PA
応援先都道府県 〇〇県							
応援先都道府県 〇〇県							

(新設)

〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成

平成 年 月 日現在

消防本部名	エネルギー・産業基盤 災害即応部隊指揮隊	特殊災害中隊					消火 中隊	特殊装備中隊				通信支 援小隊	後方支 援小隊	水上小 隊
		大容量送水 ポンプ車	大型放水砲搭載 ホース延長車	大型化学車	大型高所放水車	泡原液搬送車	ポンプ化学消防車	遠距離送水用 ポンプ車	ホース延長車	はしご車	屈折はしご車			

(別表第12へ移動)

別表第6

〇〇都道府県\_隊の保有資機材（後方支援部隊を除く）

平成 年 月 日現在

消防本部名												
〇 〇 ブ ロ ッ ク												
	ブロック内小計											
△ △ ブ ロ ッ ク												
	ブロック内小計											
× × ブ ロ ッ ク												
	ブロック内小計											
〇〇都道府県合計												

## 〇〇都道府県\_\_隊無線通信運用体制

対象範囲	使用無線チャンネル等	備考
各部隊間	都道府県内共通波	無線統制は、〇〇都道府県__隊長が行う。
〇〇都道府県__隊本部 ↓ 調整本部 指揮支援本部 各都道府県隊本部	全国共通波 1 (指揮支援部隊長)	無線統制は、調整本部又は指揮支援本部の指示により行う。

※ 出動時における無線通信運用体制は、運用要綱第22条に基づき行うとともに、次に掲げる事項を考慮するものとする。

ただし、使用無線系統は現地消防本部の指示に従うものとする。

- 1 全国共通波統制局は、指揮本部（又は消防応援活動調整本部）におくものとする。
- 2 県内共通波統制局は、都道府県\_\_隊本部におくものとする。
- 3 県内共通波の使用は、原則として都道府県\_\_隊長と各部隊長間とするが、無線運用上必要がある場合は、各部隊間で使用することができるものとする。
- 4 都道府県\_\_隊内の無線機の貸し借りにより、各部隊内の無線連絡は同一の周波数で行うよう努めるものとする。
- 5 中継送水体系をとるときは、原則として同一周波数の無線をそのラインごとに確保するものとするが、それによりがたいときでも、少なくとも、筒先担当と水源担当は同一周波数の無線とするものとする。
- 6 通信は必要最小限にとどめるものとする。

〇〇都道府県大隊の出動対象都道府県等一覧

別表第9

出動計画・出動対象災害	区分	応援先都道府県	集結場所	集結場所担当消防本部
基本計画 (山形県他)	第一次出動の対象となる場合	〇〇県	〇〇道 〇〇P A	〇〇消防本部
迅速出動	出動準備の対象となる場合			

出動計画・出動対象災害	応援編成計画	応援先都道府県	集結場所	集結場所担当消防本部	進出地点	進出地点(高速道路以外)
＜東海地震＞ ・東海地震に係る注意情報が発表又は警戒宣言が発令された場合に、対象8都府県中1の都府県で震度6弱（政令市等は5強）以上の地震災害が発生した場合 ・想定震源域内を震源とし、対象8都府県中2以上の都府県で震度6弱（政令市等は5強）以上の地震災害が発生した場合	第1次応援	〇〇県	〇〇道 〇〇P A	〇〇消防本部	〇〇P A	〇〇方面訓練場
＜首都直下地震＞ ・被災4都府県中2以上の都府県で震度6弱（政令市等は5強）以上の地震災害が発生した場合						
＜東南海・南海地震＞ ・想定震源域内を震源とし、対象6府県中2以上で震度6弱（政令市等は5強）以上の地震災害が発生した場合						

〇〇都道府県\_\_隊の出動対象都道府県等一覧

別表第8

出動計画・出動対象災害	区分	応援先都道府県	集結場所	集結場所担当消防本部
基本計画	第一次出動の対象となる場合	〇〇県	〇〇道 〇〇P A	〇〇消防本部
迅速出動	出動準備の対象となる場合			

出動計画・出動対象災害	応援編成計画	応援先都道府県	集結場所	集結場所担当消防本部	進出地点	進出地点(高速道路以外)
＜東海地震＞ ・東海地震に係る注意情報が発表又は警戒宣言が発令された場合に、対象8都府県中1の都府県で震度6弱（政令市等は5強）以上の地震災害が発生した場合 ・想定震源域内を震源とし、対象8都府県中2以上の都府県で震度6弱（政令市等は5強）以上の地震災害が発生した場合	第1次応援	〇〇県	〇〇道 〇〇P A	〇〇消防本部	〇〇P A	〇〇方面訓練場
＜首都直下地震＞ ・被災4都府県中2以上の都府県で震度6弱（政令市等は5強）以上の地震災害が発生した場合						
＜東南海・南海地震＞ ・想定震源域内を震源とし、対象6府県中2以上で震度6弱（政令市等は5強）以上の地震災害が発生した場合						



〇〇都道府県大隊の迅速出動に係る\_隊編成

平成 年 月 日現在

消防本部名	指揮支援 隊	統合機 動部隊 指揮隊	工業小ギ ・産業基盤 災害即 応部隊 指揮隊	都道府 県大隊 指揮隊	消火小 隊	救助小 隊	救急小 隊	後方支 援小隊	通信支 援小隊	特殊災害小隊					特殊装備小隊					合 計					
										毒劇物 等対 応小 隊	火災等 対 応小 隊	大規模 火災等 対 応小 隊	密閉空 間	大量送 水小 隊	遠距離 	消防活 動二 輪小 隊	特殊車 両小 隊	震災 対 応	水難 救 助	その他	航空小 隊	水上小 隊	隊 数	隊 数	
																									隊数
統合機 動部隊																									
第一 次編 成 隊																									
	合 計																								
第二 次編 成 隊																									
	合 計																								
〇〇都道府県合計																									

〇〇都道府県\_隊の迅速出動に係る部隊編成

平成 年 月 日現在

消防本部名	指揮支援 部隊	都道府 県_隊 指揮隊	消火部 隊	救助部 隊	救急部 隊	後方支 援部 隊	毒劇物 等対 応部 隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊				合 計										
								火災等 対 応部 隊	大規模 火災 等対 応部 隊	密閉空 間	大量送 水部 隊	遠距離 	消防活 動二 輪部 隊	震災 対 応部 隊	水難 救 助部 隊	その他	航空部 隊	水上部 隊	隊 数	隊 数					
																					隊数	隊数	隊数		
先遣 隊																									
第一 次編 成 部 隊																									
	合 計																								
第二 次編 成 部 隊																									
	合 計																								
〇〇都道府県合計																									

## 〇〇都道府県大隊無線通信運用体制

対象範囲	使用無線チャンネル等	備考
各__隊間	都道府県内共通波	無線統制は、〇〇都道府県大隊長が行う。
〇〇都道府県大隊本部 ↓ 調整本部 指揮支援本部 各都道府県大隊本部	全国共通波 1 (指揮支援部隊長)	無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。

※ 出動時における無線通信運用体制は、運用要綱第22条に基づき行うとともに、次に掲げる事項を考慮するものとする。

ただし、使用無線系統は被災地消防本部の指示に従うものとする。

- 1 全国共通波統制局は、\_\_\_\_\_調整本部\_\_におくものとする。
- 2 県内共通波統制局は、都道府県大隊本部におくものとする。
- 3 県内共通波の使用は、原則として都道府県大隊長と各\_\_隊長間とするが、無線運用上必要がある場合は、各\_\_隊間で使用することができるものとする。
- 4 都道府県大隊内の無線機の貸し借りにより、各\_\_隊内の無線連絡は同一の周波数で行うよう努めるものとする。
- 5 中継送水体系をとるときは、原則として同一周波数の無線をそのラインごとに確保するものとするが、それによりがたいときでも、少なくとも、筒先担当と水源担当は同一周波数の無線とするものとする。
- 6 通信は必要最小限にとどめるものとする。

〇〇都道府県大隊の保有資機材（後方支援中隊を除く）

別表第12

(別表第6から移動)

平成 年 月 日現在

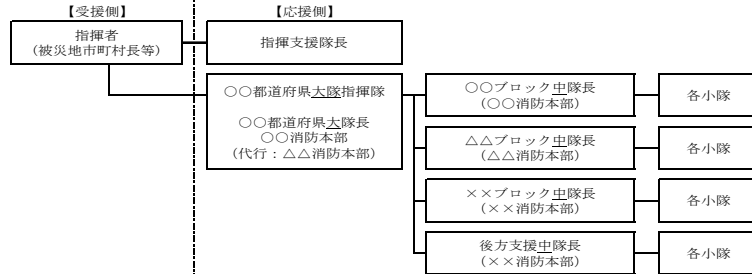
消防本部名																				
〇 〇 ブ ロ ッ ク																				
	ブロック内小計																			
△ △ ブ ロ ッ ク																				
	ブロック内小計																			
× × ブ ロ ッ ク																				
	ブロック内小計																			
〇〇都道府県合計																				

別紙第 1

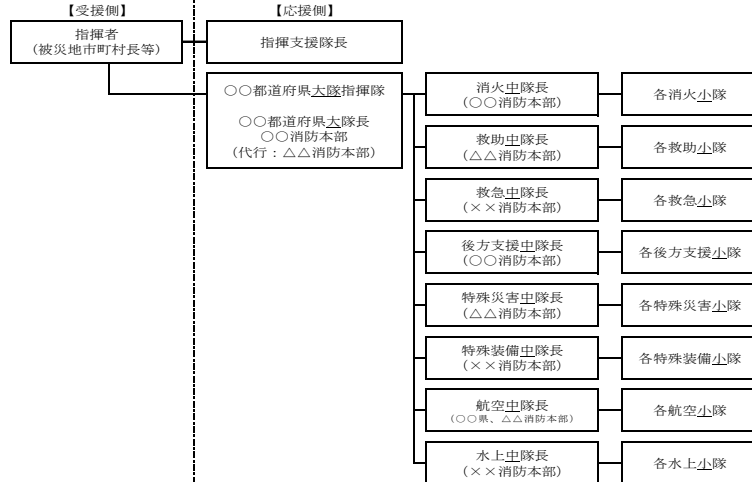
〇〇都道府県大隊指揮体制

1 地震等大規模災害

(1) ブロック別による指揮体制

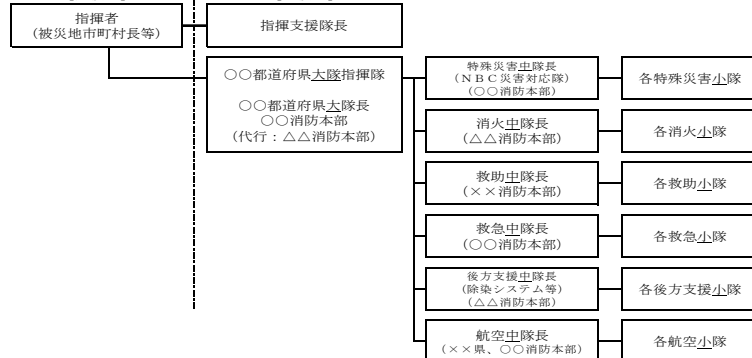


(2) 任務別による指揮体制



2 NBC災害編

【受援側】

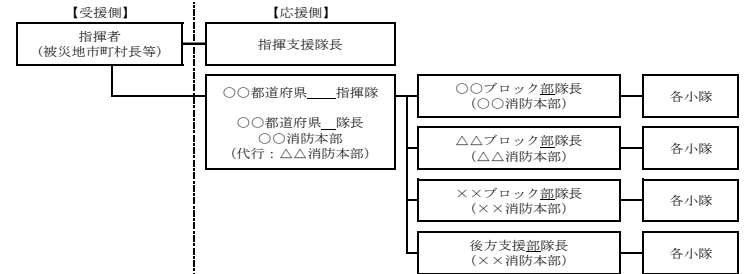


別紙第 1

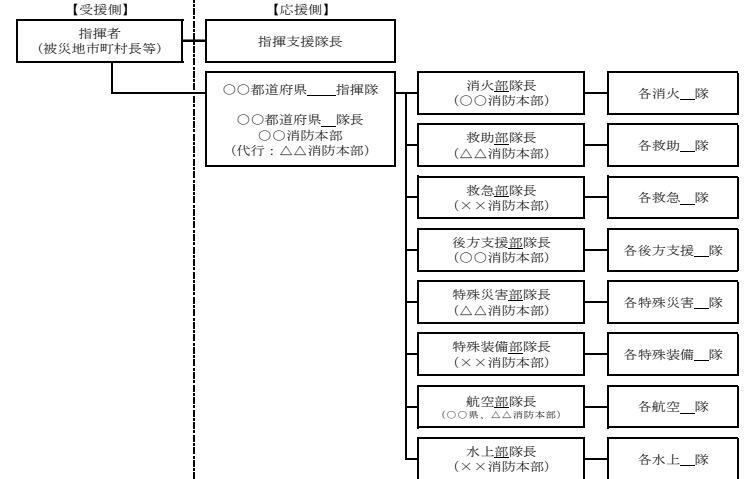
〇〇都道府県\_\_隊指揮体制

1 地震等大規模災害

(1) ブロック別による指揮体制



(2) 任務別による指揮体制



2 NBC災害編

【受援側】

